

ID: 654

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども政策課

処分の概要	障害児通所支援及び助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【根拠条文】 第56条 2 第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用(同条第7号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。)を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日